

「内部統制システムに関する取締役会決議」

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役及び使用人はその職務の遂行に当たり、別に定める「中外ビジネス・コンダクト・ガイドライン（中外BCG）」を遵守するものとする。
 - ② 法令等遵守の統轄部署としてCSR推進部を置く。
 - ③ 監査部は、別に定める「内部監査規程」に基づき内部監査を行い、その結果を経営会議及び監査役会に報告するものとする。
 - ④ 財務報告の信頼性を確保するための内部統制の体制を整備・運用し、適切に評価を行うものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役の職務遂行に係る文書及び情報については、別に定める「文書管理規程」及びその他社内規程に基づき適切に保存・管理を行うものとする。
 - ② 監査役会又は監査役が要求した場合、当該文書は速やかに閲覧に供されるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項については、別に定める「リスク管理規程」及びその他社内規程に基づき、企業活動に影響を及ぼすおそれのあるリスクの未然防止及びトラブル発生時における迅速・適切な対応を図るものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会は各取締役の職務の執行を監督するものとする。
 - ② 取締役会の機能強化と迅速な意思決定を目的として、取締役員数の適正化と社外取締役の登用を行うとともに、業務執行における役割責任の明確化を目的とした執行役員制度を導入し、効率的な業務執行を図るものとする。
 - ③ 別に定める「決裁規程」に基づき、迅速効率的な業務執行を図るものとする。

5. 株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 中外グループにおける業務の適正を確保するため、別に定める「関係会社管理規程」に基づき関係会社ごとに管理組織を設け、業務の適正運営に努めるものとする。
 - ② 監査部は、別に定める「内部監査規程」に基づき関係会社に対し、業務活動が法令及び定款等に準拠して適正かつ効率的に運営されているかを監査するものとする。

6. 反社会的勢力排除に向けた体制
 - ① 「中外ビジネス・コンダクト・ガイドライン（中外 BCG）」に基づき、反社会的勢力及び団体との一切の関係を排除するための社内体制を整備・維持するものとする。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
 - ① 監査役会及び監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置する。

8. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ① 監査役室は監査役会直属の組織とし、監査役室に所属する使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等、雇用に係る重要事項についてはあらかじめ監査役会の同意を得るものとする。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ① 取締役は、監査役会が「監査役会規則」に基づき定めた事項を監査役会に報告するものとする。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 代表取締役は監査役会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見を交換し、相互認識を深めるよう努めるものとする。
 - ② 中外グループの取締役及び使用人は、監査役が別に定める「監査役監査基準」に基づき、監査を行う場合にはこれに協力するものとする。

以上

(組織改正に伴う変更については2011年4月1日とする)